

○さいたま市みどりの条例施行規則

平成13年5月1日

規則第205号

改正 平成17年7月8日規則第134号

平成20年3月27日規則第9号

平成21年7月17日規則第83号

平成31年3月1日規則第3号

令和3年3月31日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市みどりの条例(平成13年さいたま市条例第248号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑地の指定規模)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める規模は、自然緑地の指定をしようとする緑地にあつては1,000平方メートルとし、保存緑地の指定をしようとする緑地にあつては500平方メートルとする。

2 条例第6条第2項の規則で定める規模は、5,000平方メートルとする。

(所有者等の同意)

第3条 条例第6条第4項に規定する所有者等の同意は、緑地指定同意書(様式第1号)により行わなければならない。

(告示及び通知)

第4条 条例第8条(条例第16条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による告示は、指定区域の位置及び形状を明らかにした図面を添付し、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 名称
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 所在地
- (4) 指定の区域面積
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 条例第8条の規定による通知は、緑地指定(変更・解除)通知書(様式第2号)により行わなければならない。

3 第1項各号に掲げる事項は、条例第9条の規定による指定緑地である旨の明示について

準用する。

(行為の協議)

第5条 条例第13条第1項の規定による協議は、指定緑地内の行為に係る協議書(様式第3号)により行わなければならない。

(所有者変更等の協議)

第6条 条例第13条第3項の規定による協議は、指定緑地所有者変更等協議書(様式第4号)により行わなければならない。

(状況の届出)

第7条 条例第13条第4項の規定による届出は、指定緑地状況届出書(様式第5号)により行わなければならない。

(買取りの請求)

第8条 条例第15条第1項の規定による請求は、指定緑地買取請求書(様式第6号)により行わなければならない。

(緑化すべき敷地の規模)

第9条 条例第18条第3号の規則で定める規模は、500平方メートル(敷地を拡張する場合においては、増加する面積を加えた後の面積が500平方メートル以上となる場合を含み、敷地を縮小する場合においては、減少する面積を除いた後の面積が500平方メートル未満となる場合を除く。)とする。

(一部改正〔平成17年規則134号〕)

(緑化に関する協議の適用除外)

第10条 条例第19条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 条例第18条第2号又は第3号に規定する建築物の建築で、当該建築物の建築が同条第1号に規定する開発行為の目的であり、かつ、当該開発行為をしようとするときに市長と条例第19条第1項の規定による協議をしたもの
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第5項に規定する仮設興行場等の建築
- (3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項の規定による届出を要する建築物の建築(当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。次号から第9号までにおいて同じ。)
- (4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項に規定する緑化地域における建築物の建築
- (5) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油

取扱所の建築

- (6) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第20号に規定する液化石油ガススタンドの建築
- (7) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第23号に規定する圧縮天然ガススタンドの建築
- (8) 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第24号に規定する液化天然ガススタンドの建築
- (9) 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素スタンドの建築
- (10) 敷地の拡張を伴わない建築物の増築又は改築（当該建築物の増築又は改築の用に供する目的で行う開発行為を含む。）であって、当該行為に係る建築面積の合計が、増築又は改築前の建築物の建築面積の5分の1以内であるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める開発行為又は建築物の建築
（追加〔平成20年規則9号〕、一部改正〔平成31年規則3号〕）

（緑化に関する協議）

第11条 条例第19条第1項の規定による協議は、緑化推進協議書（様式第7号）により行わなければならない。

2 緑化推進協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化する敷地の位置及び区域を示した案内図
- (2) 緑化に係る平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 緑化に係る立面図及び断面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (4) 緑化する面積に係る求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（追加〔平成20年規則9号〕）

（変更の協議）

第12条 条例第19条第3項の規定による協議は、緑化推進変更協議書（様式第8号）により行わなければならない。

2 緑化推進変更協議書には、前条第2項各号に掲げる図書で緑化の内容の変更に係るものを添付しなければならない。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（協議結果の通知）

第13条 条例第19条第4項の規定による通知は、協議結果通知書（様式第9号）により行わなければならない。

(追加〔平成20年規則9号〕)

(完了の報告)

第14条 条例第20条第1項の規定による報告は、緑化推進工事完了報告書(様式第10号)により行わなければならない。

2 緑化推進工事完了報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化した敷地の位置及び区域を示した案内図
- (2) 完了した緑化に係る平面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (3) 完了した緑化に係る立面図及び断面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (4) 緑化した面積に係る求積図(縮尺500分の1以上のもの)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(追加〔平成20年規則9号〕)

(検査結果の通知)

第15条 条例第20条第3項の規定による通知は、検査結果通知書(様式第11号)により行わなければならない。

(追加〔平成20年規則9号〕)

(身分証明書)

第16条 条例第20条第5項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)とする。

(追加〔平成20年規則9号〕)

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年規則9号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市環境保全条例施行規則(昭和49年浦和市規則第31号)、大宮市みどりの条例施行規則(平成3年大宮市規則第31号)又は与野市花と緑の条例施行規則(平成9年与野市規則第36号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月8日規則第134号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、様式第6号備考第2項の改正規

定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第9号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月1日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市みどりの条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する緑化に関する協議について適用し、同日前に開始した緑化に関する協議については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

緑地指定同意書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(所有者等)住 所
氏 名
電話番号
注

自然緑地・保存緑地・環境緑地の指定について、次のとおり同意します。

1 所 在 地	さいたま市
2 指 定 内 容	
3 自然緑地の場合の施設整備に関する事項	

様式第2号(第4条関係)

緑地指定(変更・解除)通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



緑地の指定について、次のとおり通知します。

通知の種類		<input type="checkbox"/> 指定	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解除			
指 定	指定区域の名称						
	指定番号	第	号				
	指定年月日						
	指定区域の所在地	さいたま市					
	指定の区域面積						
	指定の区域の地目						
変 更	指 定 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
	名 称						
	指 定 番 号	第	号				
	指 定 区 域 の 所 在 地	さいたま市					
	変 更 年 月 日	年	月	日			
解 除	変 更 理 由						
	変 更 内 容						
	名 称						
	指 定 番 号	第	号				
備 考	指 定 区 域 の 所 在 地	さいたま市					
	解 除 年 月 日	年	月	日			
	解 除 理 由						
備 考							

様式第3号(第5条関係)

指定緑地内の行為に係る協議書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(所有者等)住 所
氏 名
注

指定緑地内の行為について、次のとおり協議します。

1 緑地の場所等

名 称	
指 定 番 号	第 号
所 在 地	さいたま市

2 行為の種類(該当する行為の番号すべてに○をしてください。)とその面積

1	木竹の伐採	本・m ²
2	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	m ²
3	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更	m ²
4	水面の埋立て又は干拓	m ²

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 理由

--

5 添付書類

図面(行為の概要が記されているもの) 枚

様式第4号(第6条関係)

指定緑地所有者変更等協議書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(所有者等)住 所
氏 名
注

所有者の変更等をしたいため、次のとおり協議します。

名 称		
指 定 番 号	第 号	
所有者等の変更	変更前の所有者等	住所
		氏名
	変更後の所有者等	住所
		氏名
その他の変更 (使用収益権の 設定等)		
変 更 の 理 由		

様式第5号(第7条関係)

指 定 緑 地 状 況 届 出 書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(所有者等)住 所

氏 名

注

指定緑地内の状況について、次のとおり届け出ます。

名 称	
指 定 番 号	
状 況 (樹木等の損傷、滅失若しくは枯死等の重大な変化又はそのおそれがあると認める場合、できるだけ詳細に記入すること。)	

様式第6号(第8条関係)

指 定 緑 地 買 取 請 求 書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(請求者)住 所
氏 名
注

指定緑地の買取りについて、次のとおり請求します。

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地 積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

3 買取り希望価額

	土 地	建築物その他の工作物	合 計
買取り希望価額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地積」の欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書で記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。

緑化推進協議書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(開発事業者等)住 所

氏 名

電 話 ()

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

敷地内の緑化について、次のとおり協議します。

開 発 行 為 等 の 概 要	事業又は建築物の名称			
	所在地	さいたま市		
	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域			
	建 ぺ い 率	%	敷 地 面 積 (a)	m ²
	建築物の高さ		建 築 物 の 階 数	階建て
	さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の適用を受ける中高層建築物の建築に <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない			
その他該当する条例等：				

緑 化 内 容	基 準	敷地面積に対する緑化面積の割合	(b) %	基準面積 ^{注1)}	(a×b) m ²
		地上部で確保すべき植栽量 ^{注2)}	高木/係数：0.05 本	中木/係数：0.1 本	低木/係数：1 本
	計 画	緑化率	%	緑化面積	m ²
		地上部の植栽量	高木 本	中木 本	低木 本

注1)基準面積は、敷地面積×それに対する緑化面積の割合とし、小数点第3位以下切捨てとします。

注2)地上部で確保すべき植栽量は、地上部の緑地面積(さいたま市緑化指導基準(平成13年さいたま市告示第88号)第5条第3項に規定する面積の合計)×各樹木の係数で算出し、小数点以下切上げとします。ただし、地上部の緑地面積が基準面積以上となる場合は、基準面積を地上部の緑地面積として算出します。

緑 化 着 工 予 定 日	緑 化 完 了 予 定 日
年 月 日	年 月 日

連 絡 先 (設計者、代理人等) の住所、氏名等	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備 考	
受 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 一 号

様式第8号(第12条関係)

緑化推進変更協議書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(開発事業者等)住 所

氏 名

電 話 ()

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

敷地内の緑化に関する協議の内容を変更したいので、次のとおり協議します。

緑化推進協議書 提出年月日	年 月 日	
事業又は建築物 の 名 称		
所 在 地	さいたま市	
緑 化 内 容 の 変 更	変 更 前	
	変 更 後	
そ の 他 の 変 更 内 容		

備 考	
受 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 一 号

様式第9号(第13条関係)

協議結果通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

印

敷地内の緑化に関する協議が終了しましたので、その結果を次のとおり通知します。

緑化推進協議書 提出年月日	年 月 日
事業又は建築物 の名称	
所在地	さいたま市
協議結果 及び意見等	

緑化推進工事完了報告書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

(開発事業者等)住 所

氏 名

電 話 ()

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け協議結果通知書に係る緑化について、工事が完了したので次のとおり報告します。

開発行為等の概要	事業又は建築物の名称			
	所在地	さいたま市		
	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域			
	建ぺい率	%	敷地面積	(a) m ²
	建築物の高さ		建築物の階数	階建て
	さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の適用を受ける中高層建築物の建築に <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない			
	その他該当する条例等：			

緑化内容	基準	敷地面積に対する緑化面積の割合	(b) %	基準面積 ^{注1)}	(a×b) m ²
		地上部で確保すべき植栽量 ^{注2)}	高木/係数：0.05 本	中木/係数：0.1 本	低木/係数：1 本
	実績	緑化率	%	緑化面積	m ²
		地上部の植栽量	高木 本	中木 本	低木 本

注1) 基準面積は、敷地面積×それに対する緑化面積の割合とし、小数点第3位以下切捨てとします。

注2) 地上部で確保すべき植栽量は、地上部の緑地面積(さいたま市緑化指導基準(平成13年さいたま市告示第88号)第5条第3項に規定する面積の合計)×各樹木の係数で算出し、小数点以下切上げとします。ただし、地上部の緑地面積が基準面積以上となる場合は、基準面積を地上部の緑地面積として算出します。

緑化着工日	緑化完了日
年 月 日	年 月 日

緑地管理者の住所、氏名等	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備考	
受付年月日及び番号	年 月 日 第 一 号

様式第11号(第15条関係)

検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで完了の報告のありました緑化について、検査の結果を次のとおり通知します。

事業又は建築物 の 名 称	
所 在 地	さいたま市
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果 及 び 意 見 等	

様式第12号(第16条関係)

第 号	
身 分 証 明 書	
さいたま市みどりの条例第20条第4項の規定により立入検査をする 権限を有する者であることを証明する。	
所属課所 職・氏名	
生年月日	年 月 日生
有効期間	年 月 日 から 年 月 日
年 月 日発行	
さいたま市長	
印	

8.5センチメートル

6センチメートル

様式第1号（第3条関係）

（一部改正〔令和3年規則32号〕）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

（一部改正〔令和3年規則32号〕）

様式第4号（第6条関係）

（一部改正〔令和3年規則32号〕）

様式第5号（第7条関係）

（一部改正〔令和3年規則32号〕）

様式第6号（第8条関係）

（一部改正〔平成17年規則134号・令和3年32号〕）

様式第7号（第11条関係）

（追加〔平成20年規則9号〕、一部改正〔平成21年規則83号・令和3年32号〕）

様式第8号（第12条関係）

（追加〔平成20年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則32号〕）

様式第9号（第13条関係）

（追加〔平成20年規則9号〕）

様式第10号（第14条関係）

（追加〔平成20年規則9号〕、一部改正〔平成21年規則83号・令和3年32号〕）

様式第11号（第15条関係）

（追加〔平成20年規則9号〕）

様式第12号（第16条関係）

（追加〔平成20年規則9号〕）